

第5章 日本の防衛宇宙政策 ——2018年防衛大綱に基づく変化を中心に——

福島 康仁

はじめに

本稿では、2018年に閣議決定された「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱」（以下、2018年防衛大綱）を契機とする変化を中心に¹、日本の防衛宇宙政策を分析する。日本の防衛宇宙政策に関しては2008年の宇宙基本法の制定を受けた変化に注目が集まることが多い。確かに宇宙基本法は日本の防衛宇宙利用の法的基盤を変容させた。防衛省・自衛隊による衛星の保有も同法の制定後に始まった。

だが、防衛宇宙利用の実態面では2018年防衛大綱を契機として、日本の取り組みはもう一段、新たな段階に入ったことに目を向ける必要がある。2022年の新しい防衛三文書（「国家安全保障戦略」、「国家防衛戦略」、「防衛力整備計画」）も²、2018年防衛大綱に基づく宇宙領域での取り組みを拡大させるものである。

1. 日本の防衛宇宙政策に関する誤解

日本の防衛宇宙政策を分析するにあたっては、広くみられる誤解を解いておく必要がある。宇宙政策に携わる国内外の専門家・実務家の間でも、日本は宇宙基本法の制定を受けて防衛宇宙利用を始めたという事実誤認が根強く残っている。確かに同法が制定される前の日本の宇宙利用は、1969年の国会決議と関連

¹ 「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱について」2018年12月18日国家安全保障会議決定、閣議決定。

² 「国家安全保障戦略について」2022年12月16日国家安全保障会議決定、閣議決定；「国家防衛戦略について」2022年12月16日国家安全保障会議決定、閣議決定；「防衛力整備計画について」2022年12月16日国家安全保障会議決定、閣議決定。

する国会答弁に基づき非軍事目的に限ることとされていた³。

しかし実際には、宇宙基本法が制定される遙か前に防衛庁（2007年からは防衛省）・自衛隊は宇宙利用を始めていた⁴。公開情報で確認できる限り1974年には航空自衛隊が気象衛星受画装置の運用を開始しており⁵、日本における防衛宇宙利用の歴史は半世紀以上前まで遡ることができる。宇宙利用が非軍事目的に限られる中で防衛庁・自衛隊が宇宙利用を行っていた根拠としては、一部の通信衛星（さくら2号など）については日本電信電話公社の公衆電気通信役務に関する公平・無差別原則、その他の衛星については一般化理論と呼ばれる1985年の政府統一見解が挙げられる⁶。ただし、上述の通り、こうした政府見解が表明される前から防衛庁・自衛隊は宇宙利用を行っていたことに留意する必要がある。

宇宙基本法制定前の防衛庁・自衛隊による宇宙システムの用途も幅広いものがあった。表1の通り、気象観測から情報通信、情報収集・警戒監視・偵察、測位・航法・時刻参照、ミサイル発射に対する早期警戒に至るまで、防衛庁・自衛隊は宇宙システムを利用していた。

さらに、防衛庁・自衛隊による宇宙システムの利用は補助的な用途にとどまるものではなかった。とりわけXバンド衛星通信について防衛庁・自衛隊は確達性と広域性に優れているとの認識に基づき、商業衛星を利用したXバンド通信を「自衛隊の部隊等を指揮統制するための基幹通信」に位置付けていた⁷。

もっとも、一般化理論の枠内では防衛庁・自衛隊が専用の衛星を保有・運用

³ 宇宙航空研究開発機構「我が国における宇宙の開発及び利用の基本に関する決議(1969年5月9日衆議院本会議)」https://www.jaxa.jp/library/space_law/chapter_1/1-1-1-4_j.html;青木節子『日本の宇宙戦略』慶應義塾大学出版会、2006年、175－177頁。

⁴ 防衛庁は2007年1月9日に防衛省に昇格した。日本の防衛宇宙利用の歴史については下記も参照。福島康仁「日本の防衛宇宙利用—宇宙基本法成立前後の継続性と変化」「ブリーフィング・メモ」2017年3月号、1－6頁、<https://www.nids.mod.go.jp/publication/briefing/pdf/2017/201703.pdf>。

⁵ 航空自衛隊航空気象群「航空気象群の沿革」<https://www.mod.go.jp/asdf/awsg/aboutawg/history/index.html>。

⁶ 一般化理論は利用が一般化している衛星及びそれと同様の機能を有する衛星については、自衛隊による利用が認められるという政府見解であった。青木『日本の宇宙戦略』180－189頁。

⁷ 衆議院「衆議院議員吉井英勝君提出自衛隊が保有する通信衛星と無人機の導入に関する質問に対する答弁書」2011年12月13日、13頁。

する敷居は高かった⁸。そのため、同じく表1の通り、防衛省・自衛隊は専ら国内外の民生衛星（すなわち、他省庁・他機関の衛星、外国政府の非軍事衛星）や、他国の軍事衛星、国内外の商業衛星の利用者にとどまっていた。

用途	衛星の属性と具体例	
気象観測	国内の民生衛星	例) ひまわり
	外国の民生衛星	例) 米国 NOAA
情報通信	国内の民生衛星	例) さくら 2 号
	外国の軍事衛星	例) 米国 FLTSATCOM
	国内の商業衛星	例) スーパーバード
情報収集・警戒監視・偵察	国内の多目的衛星	例) 情報収集衛星
	外国の民生衛星	例) 米国ランドサット
	外国の商業衛星	例) 米国イコノス
測位・航法・時刻参照	外国の軍事衛星	例) 米国 GPS
ミサイル発射に対する早期警戒	外国の軍事衛星	例) 米国 DSP

出典：筆者作成

表1 宇宙基本法制定前の防衛宇宙利用

日本の防衛宇宙政策における宇宙基本法制定の意義は、一般化理論を超える取り組みを可能とし⁹、防衛省・自衛隊による専用衛星の取得が問題視されなくなったことにある。実際、日本政府は2010年の「中期防衛力整備計画」（中期防）に、防衛用のXバンド衛星通信網を構築することを明記した¹⁰。これを受け、2017年と2018年に防衛省は、Xバンド通信衛星を1機ずつ打上げた。これらの衛星は防衛省が初めて保有する衛星となった。日本政府はまた、2013年の「国家安全保障戦略」において宇宙状況監視（SSA）体制を整備する方針を示し、同戦略に基づく防衛大綱と中期防を通じて自衛隊がSSAに取り組んでいくことを決

⁸ 一般化理論はあくまで「利用」を認めるものであるため、自衛隊による独自の軍事衛星の打上げ・保有は困難であったと指摘されている。青木『日本の宇宙戦略』190頁。

⁹ 防衛省宇宙開発利用推進委員会「宇宙開発利用に関する基本方針について」2009年1月15日、9頁。

¹⁰ 「中期防衛力整備計画（平成23年度～平成27年度）について」2010年12月17日安全保障会議決定、閣議決定、9頁。

定した¹¹。防衛省は2016年度に、運用システムと地上配備型レーダーで構成されるSSAシステムの設計・整備に着手した¹²。

2. 2018年防衛大綱がもたらした変化

こうした宇宙基本法制定後の取り組みを基盤としつつも、日本の防衛宇宙政策は2018年防衛大綱を契機として、もう一段、新しい段階に入った。第1に、日本政府は同大綱で、宇宙をサイバー・電磁波とともに「新たな領域」と呼び、陸海空という「従来の領域」に並ぶ防衛上の重要性を有すると位置付けた¹³。同大綱では、新領域に関わる能力の獲得・強化に優先的に資源を配分することも明記された¹⁴。同大綱が策定される10年ほど前まで日本の宇宙利用は非軍事目的に制限されていたことを考えれば、日本政府がこのような決定を行ったことは顕著な変化である。

日本政府が防衛における宇宙の位置付けを格上げした背景には、日本周辺には質・量に優れた軍事力をもつ国家が集中しており¹⁵、個々の領域における能力では劣勢になる恐れがあるという厳しい情勢認識があった¹⁶。日本政府はこうした認識に基づき、2018年防衛大綱において全領域の能力を融合した領域横断作戦により全体としての能力を増幅させ、日本の防衛を全うするという方針を掲げた¹⁷。

第2に、日本政府は2018年防衛大綱を通じて、防衛省・自衛隊の宇宙領域

¹¹ 「国家安全保障戦略について」2013年12月17日国家安全保障会議決定、閣議決定、17頁；「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱について」2013年12月17日国家安全保障会議決定、閣議決定、18頁；「中期防衛力整備計画（平成26年度～平成30年度）について」2013年12月17日国家安全保障会議決定、閣議決定、9頁。

¹² 内閣府・文部科学省・防衛省「我が国のSSAシステムの整備に係る申し合わせ」2016年3月24日、https://www.cao.go.jp/others/kichou/pdf/kakusho_015.pdf；防衛省「宇宙（安全保障）に関する今後の取組報告」2022年3月、3頁。

¹³ 「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱について」2頁。

¹⁴ 同上、17頁。

¹⁵ 同上、3、9頁。

¹⁶ 同上、9頁。

¹⁷ 同上。

での任務に事実上、3つ目の柱を付与した。すなわち①陸海空の作戦に対する宇宙からの情報支援と②SSAに加えて、③宇宙利用の優位 (superiority in use of space) を獲得することが新たな任務として加わった¹⁸。宇宙利用の優位は米軍における宇宙優勢 (space superiority) に類似する概念であり、防勢と攻勢の両面が存在する¹⁹。実際、2018年防衛大綱では、防勢面に関して機能保証のための能力を強化すること、攻勢面に関しては相手方の指揮統制・情報通信を妨げる能力を向上させることが明記された²⁰。後者は日本政府が初めて対宇宙能力 (counterspace capabilities) の保有を表明したという点で特筆に値する。ただし、「宇宙優勢」ではなく「宇宙利用の優位」と表記されたことは、宇宙という物理的空間ではなく宇宙システムが提供する機能に焦点を当てた概念であることを示唆している²¹。

宇宙利用の優位確保が2018年防衛大綱に盛り込まれた背景には、前述の通り領域横断作戦によって日本の防衛を全うするという方針を日本政府が同大綱で掲げたことがある。こうした方針の一環として、日本政府は同大綱で新たな領域全てにおいて優位性を獲得することが「死活的に重要」になっているとの認識を明記した²²。同大綱では宇宙のみならずサイバーと電磁波の各領域においても相手方の利用を妨げることや関連システムを無力化するとの記載が盛り込まれた²³。相手方が作戦において利用する新領域の能力を減殺することで、海空といった個別領域における劣勢を可能な限り克服したいという日本政府の思惑があると考えられる。

日本政府は2018年防衛大綱とともに閣議決定した「中期防衛力整備計画（平成31年度～平成35年度）」（以下、2018年中期防）において、宇宙利用の優位

¹⁸ 同上、18頁。英訳は下記を参照。Japan Ministry of Defense, *National Defense Program Guidelines for FY 2019 and beyond*, December 18, 2018, p. 20.

¹⁹ 福島康仁「宇宙利用の優位をいかに確保するか？—論点の整理—」『エア・アンド・スペース・パワー研究』第7号、2021年3月、41頁。

²⁰ 「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱について」18頁。

²¹ 福島「宇宙利用の優位をいかに確保するか？—論点の整理—」41頁。

²² 「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱について」2頁。

²³ 同上、18～19頁。

を確保するために2019年度からの5年間で主として次の能力を取得・向上させることを決定した。まず、複数の測位衛星信号を利用したり情報収集衛星や商業衛星等を利用したりすることにより冗長性の確保に努めることが定められた²⁴。加えて、衛星の脆弱性への対応を検討・演練するための訓練装置や衛星に対する電磁妨害状況を把握する装置を取得した上で、電磁波領域と連携して相手方の指揮統制・情報通信を妨げる能力を構築することが盛り込まれた²⁵。最後の点は衛星を弾頭の直撃等で破壊するキネティック・フィジカル攻撃ではなく、ノンキネティック・フィジカル攻撃と電子攻撃を用いる対宇宙能力のいずれか又は両方の取得を意味する²⁶。

宇宙利用の優位を獲得する際に基盤となるSSAについても、日本政府は2018年防衛大綱及び中期防で、大幅な強化を行う方針を示した。具体的には、宇宙空間の状況を地上のみならず宇宙から常時継続的に監視する体制を構築することを日本政府は決定し²⁷、そのために宇宙設置型光学望遠鏡(すなわち、SSA衛星)を導入すると表明した²⁸。

こうした宇宙関連能力の取得とあわせて、2018年防衛大綱及び中期防では、SSAと宇宙利用の優位確保のために航空自衛隊に宇宙領域専門部隊を新編することが明記された²⁹。これを受け、航空自衛隊は2020年に初の宇宙領域専門部隊として2佐が隊長を務める宇宙作戦隊を設置した。航空自衛隊はさらに、

²⁴ 「中期防衛力整備計画（平成31年度～平成35年度）について」国家安全保障会議決定、閣議決定、2018年12月18日、6頁。

²⁵ 同上、6-7頁。

²⁶ 対宇宙能力の分類については下記を参照。Kari A. Bingen, Kaitlyn Johnson, and Makena Young, *Space Threat Assessment 2023*, Center for Strategic and International Studies, April 2023, pp. 4-7; Almudena Azcárate Ortega and Victoria Samson, eds., *A Lexicon for Outer Space Security*, United Nations Institute for Disarmament Research, August 2023, p. 28; 福島康仁「宇宙は軍事的に『普通』の領域とみなされ始めたのか——宇宙利用の妨害に関する取り組みの対外公表状況を手掛かりとして」『安全保障戦略研究』第5巻第2号、2025年3月、97-98頁。

²⁷ 「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱について」18頁。

²⁸ 2018年中期防では地上配備型のSSAレーザー測距装置の導入も盛り込まれた。「中期防衛力整備計画（平成31年度～平成35年度）について」6頁。

²⁹ 同上、3頁；「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱について」24頁。

2022年に宇宙作戦隊等の上級部隊として1佐が率いる宇宙作戦群を新編するとともに、同群の隸下に宇宙作戦指揮所運用隊を新設した。

3. 新しい防衛三文書のもとで進む取り組みの拡大

日本政府は2022年末に閣議決定した防衛三文書（「国家安全保障戦略」、「国家防衛戦略」、「防衛力整備計画」）を戦後の安全保障・防衛政策を実践面から大きく転換するものと位置付けたが³⁰、防衛宇宙政策については2018年防衛大綱が定めた方向性を踏襲した。新しい防衛三文書の意義は、2018年防衛大綱に基づく宇宙領域での取り組みを継承し、さらに拡大させる方針を示したことにある。

まず、作戦に対する宇宙からの情報支援については、新しい「国家安全保障戦略」（以下、2022年国家安保戦略）で日本政府は、国内の民間宇宙技術を活用して、衛星コンステレーションを構築することを決定した³¹。この点について「防衛力整備計画」では、衛星コンステレーション構築の目的が、スタンド・オフ・ミサイルの運用において必要となる目標の探知・追尾能力の獲得にあることが明記されている³²。目標とは敵の艦艇や地上部隊のことである。日本政府は2022年国家安保戦略においてスタンド・オフ防衛能力等を用いた反撃能力は日本への侵攻を抑止する上で鍵になるものと位置付けており³³、スタンド・オフ・ミサイルの運用を支える衛星コンステレーションもまた、日本の防衛上、極めて重要な役割を担うことになる。防衛省は2025年度末から、こうした衛星コンステレーションの構築を始め、2027年度末には本格的運用を開始する方針である³⁴。

加えて、「防衛力整備計画」では、極超音速滑空兵器（HGV）を探知・追尾するための衛星に関して、米国との連携を視野に入れながら、技術実証を行うこと

³⁰ 「国家安全保障戦略について」2022年、5頁；「国家防衛戦略について」2頁。

³¹ 「国家安全保障戦略について」2022年、23頁。

³² 「防衛力整備計画について」3、5頁。

³³ 「国家安全保障戦略について」2022年、17頁。

³⁴ 防衛省「防衛力抜本的強化の進捗と予算一令和7年度予算の概要一」2025年4月、8頁。

が盛り込まれた³⁵。これは飛翔中のHGVを探知・追尾する衛星コンステレーションの取得を検討するための取り組みである。

つぎに、SSAに関しては、2022年国家安保戦略において日本政府は、宇宙領域把握 (SDA) のための体制を強化することを明記した³⁶。SDAは米国防省が宇宙の戦闘領域化への対応として2019年に使用し始めた言葉である。SDAという用語が使われる際は、衛星や宇宙ゴミの軌道位置のみならず、衛星の利用・運用状況や意図・能力まで把握するという点が強調される³⁷。「防衛力整備計画」ではSDA衛星を2機以上とする検討を行うことが盛り込まれた³⁸。

防衛省・自衛隊によるSDAに関する取り組みは着実に進んでいる。宇宙作戦群は2023年にSDA任務を開始した³⁹。具体的には、宇宙航空研究開発機構 (JAXA) や米宇宙コマンド (USSPACECOM)との間で双方向でのデータ共有を行うと同時に、SSA情報を国内の民間事業者に提供し始めた⁴⁰。2025年には、地上配備型宇宙監視レーダーの運用を始めている⁴¹。2026年度にはSDA衛星の打上げも予定されている。

最後に、宇宙利用の優位確保について、日本政府は防衛大綱にかわって策定した「国家防衛戦略」で、宇宙アセットの抗たん性強化に取り組む方針を示した⁴²。関連して「防衛力整備計画」には、複数の衛星測位信号の利用や民間衛星等の利用を進めることに加えて、衛星通信の抗たん性技術の開発実証に着手することや、抗たん性が高い通信波を多国間で共同使用することが盛り込まれた⁴³。最後の点

³⁵ 「防衛力整備計画について」5頁。

³⁶ 「国家安全保障戦略について」2022年、23頁。

³⁷ 防衛省「宇宙領域把握 (SDA) に関する取組」2023年11月28日、7頁、<https://www8.cao.go.jp/space/comittee/27-anpo/anpo-dai58/siryou2.pdf>。

³⁸ 「防衛力整備計画について」5頁。

³⁹ 航空自衛隊宇宙作戦群「宇宙作戦群の沿革」<https://www.mod.go.jp/asdf/ssa/second/history.html>。

⁴⁰ 防衛省「防衛省の宇宙交通管理に関する取組について」2024年3月、https://www8.cao.go.jp/space/taskforce/debris/stm/dai2/siryou3_2.pdf。

⁴¹ NHK「防衛省の宇宙監視レーダー 国内初の運用始まる 山陽小野田」2025年3月19日、<https://www3.nhk.or.jp/lnews/yamaguchi/20250319/4060022677.html>。

⁴² 「国家防衛戦略について」19頁。

⁴³ 「防衛力整備計画について」5頁。

について防衛省は、防護された対ジャミング戦術衛星通信 (Protected Anti-jam Tactical SATCOM) と呼ばれる米国を中心とした枠組みに 2026 年度から参加する準備を進めている⁴⁴。

さらに、2022 年国家安保戦略と「防衛力整備計画」では、「相手方の指揮統制・情報通信等を妨げる能力」の整備を拡充・強化していくことが明記された⁴⁵。2018 年防衛大綱及び中期防において妨害対象は「指揮統制・情報通信」と記載されていたのに対して、2022 年国家安保戦略と「防衛力整備計画」では「等」が加わり、詳細は不明ながら妨害対象が拡大したことが窺える。また「拡充」や「強化」という表現が用いられていることから、2018 年防衛大綱及び中期防に基づき防衛省・自衛隊による対宇宙能力の取得が着実に進んできたことが推察される。

こうした取り組みの拡大にあわせて、日本政府は「国家防衛戦略」において、航空自衛隊を航空宇宙自衛隊とする方針を表明した⁴⁶。「防衛力整備計画」には、将官を指揮官とする宇宙領域専門部隊の新編も盛り込まれた⁴⁷。実際、2025 年度には、宇宙監視や対処任務を担う宇宙作戦団（仮称）を新編することになっている⁴⁸。宇宙作戦団は宇宙作戦群等の上級部隊であり、将補が指揮官となる⁴⁹。対処任務は宇宙利用の優位を確保するための任務を指していると考えられる。航空宇宙自衛隊への移行については 2027 年度までに実施する方針を日本政府は発表している⁵⁰。

⁴⁴ 防衛省「宇宙安全保障に係る防衛省の取組について」2024 年 4 月、8 頁;防衛省「防衛力抜本的強化の進捗と予算一令和 7 年度予算の概要」20 頁。

⁴⁵ 「国家安全保障戦略について」2022 年、23 頁;「防衛力整備計画について」5 頁。

⁴⁶ 「国家防衛戦略について」24 頁。

⁴⁷ 「防衛力整備計画について」15 頁。

⁴⁸ 防衛省「防衛力抜本的強化の進捗と予算一令和 7 年度予算の概要」54 頁。

⁴⁹ 同上。

⁵⁰ 首相官邸「令和 5 年度航空観閲式 岸田内閣総理大臣訓示」2023 年 11 月 11 日、https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/discourse/20231111kunji.html。

4. 今後の注目点

これまでみてきたとおり、日本の防衛宇宙政策は2018年防衛大綱を契機として新たな段階に入り、さらに2022年の新しい防衛三文書のもとで取り組みが拡大している。日本の防衛宇宙政策に関する今後の注目点の一つは、防衛省・自衛隊がいかに企業や同盟国等と連携していくかということである。長年、他者の衛星の利用者にとどまっていた防衛省・自衛隊が宇宙関連能力を着実に獲得してきた背景には、関連する知見を有する連携相手の存在がある。Xバンド防衛通信衛星はプライベート・ファイナンス・イニシアチブ(PFI)により特別目的会社が運用を担っている。SDAについても航空自衛隊はJAXAやUSSPACECOM等との連携を前提として、体制の整備を行ってきた⁵¹。

同様に、防衛省・自衛隊による今後の宇宙領域における取り組みの成否も他者との連携に依存する部分が大きい。目標の探知・追尾を行う衛星コンステレーションについて防衛省は、PFI方式で構築することを決定した。さらにXバンド防衛通信衛星とは異なり、この衛星コンステレーションについては衛星の運用のみならず保有も民間事業者が担うことになっている⁵²。これはスタンド・オフ・ミサイルの運用を支える目標の探知・追尾能力の一つを民間に依存するという大胆な決断を防衛省・自衛隊が行ったことを意味する。防衛省・自衛隊は上記の衛星コンステレーションへの妨害に備えて、SDAや任務保証という観点でも関係する企業との間で連携する必要が生じると考えられる。

加えて、防衛省・自衛隊はHGVを探知・追尾する衛星コンステレーションについて、米国との間で実証協力や二国間分析、情報共有、同国の産業基盤との協力を追求している⁵³。日本はHGVを探知・追尾する衛星はもちろんのこと、従来型の早期警戒衛星を開発・運用した経験もないことから、米国の官民が有する知見は極めて重要である。第二次ドナルド・トランプ(Donald Trump)政権の「アメリカのためのゴールデン・ドーム」構想(当初は「アメリカのためのアイアン・ドーム」)

⁵¹ 内閣府・文部科学省・防衛省「我が国のSSAシステムの整備に係る申し合わせ」

⁵² 防衛省「衛星コンステレーションの整備・運営等事業実施方針」2025年4月、8頁。

⁵³ 外務省「ファクトシート：岸田総理大臣の国賓待遇での米国公式訪問」2024年4月10日、4頁。

ム」構想と呼称)の大統領令にはHGVを探知・追尾する衛星コンステレーションである極超音速・弾道追尾宇宙センサーの配備を加速させることに加えて、同盟国との間でミサイル防衛に関する協力を拡大させる方針が盛り込まれている⁵⁴。こうした機会を活用できるか否かという点が防衛省・自衛隊による関連する取り組みの行方に大きく関わっている。

⁵⁴ The White House, “The Iron Dome for America,” January 27, 2025, <https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/01/the-iron-dome-for-america/>.